## 平成23年度第2回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第1回審議会会議録の確認

市長挨拶

### 2 議 題

- (1)「平成24年度一般廃棄物処理計画(案)」について諮問
- (2) 報告事項
  - ア 平成23年度可燃ごみ処理に係る支援の状況について
  - イ 平成24年度ごみ・リサイクルカレンダー表紙絵応募作品の審査 結果について
- (3)「平成24年度小金井市一般廃棄物処理計画(案)」について審議
- (4) その他

# 燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位:トン

		平成22年度			平成23年度			単位・ドン	
項目		合	計(C=A+B)		合 計	(F = D + E)	比較増減量 (G=F-C)	比較増減率	
	家庭系(A)	事業系(B)		家庭系(D)	事業系(E)				
4月	1, 063. 2	83. 5	1, 146. 7	1, 047. 6	56. 1	1, 103. 7	△ 43.0	△ 3.75%	
5月	1, 184. 1	64. 6	1, 248. 7	1, 098. 4	59. 6	1, 158. 0	△ 90.7	△ 7.26%	
6月	1, 237. 7	65. 1	1, 302. 8	1, 076. 5	58. 1	1, 134. 6	△ 168.2	△ 12.91%	
7月	1, 233. 3	62. 7	1, 296. 0	1, 061. 8	57. 3	1, 119. 1	△ 176.9	△ 13.65%	
8月	1, 097. 2	59. 1	1, 156. 3	1, 082. 9	58.9	1, 141. 8	△ 14.5	△ 1.25%	
9月	1, 063. 8	64. 9	1, 128. 7	1, 044. 1	68. 5	1, 112. 6	△ 16.1	△ 1.43%	
10月	1, 125. 0	57. 4	1, 182. 4	1, 005. 7	61.3	1, 067. 0	△ 115.4	△ 9.76%	
11月	1, 162. 3	64. 9	1, 227. 2	1, 074. 3	66. 9	1, 141. 2	△ 86.0	△ 7.01%	
12月	1, 213. 2	64. 0	1, 277. 2	1, 098. 3	58.8	1, 157. 1	△ 120.1	△ 9.40%	
1月	1, 044. 4	53. 6	1, 098. 0			0.0			
2月	914. 2	52. 5	966. 7			0.0			
3月	1, 048. 6	59. 4	1, 108. 0			0.0			
合 計	13, 387. 0	751.7	14, 138. 7	9, 589. 6	545. 5	10, 135. 1	△ 830.9	△ 7.58%	

# 平成23年度 可燃ごみ処理の支援状況について

単位: t

支援先	処理委託期間	処理委託料 (円/t)	支 援 量 (搬入上限)	12月31日までの 搬入量(実績)	備考(構成市等)
多摩川衛生組合(第2ブロック)	平成23年4月1日~ 平成24年3月31日	48, 000	8, 000	7, 956	構成市:稲城市・狛江市・府中市・国立市
	平成23年11月16日~ 平成24年3月31日	48, 000	1,000	735	構成市:同上 特別処理分
国分寺市(第2ブロック)	平成23年12月1日~ 平成24年3月31日	42, 000	1, 200	312	
日野市(第1ブロック)	平成23年12月2日~ 平成24年3月31日	48, 000	800	404	
多摩ニュータウン環境組合(第1ブ ロック)	平成23年12月12日~ 平成24年3月31日	47, 000	500	183	構成市:八王子市・町田市・多摩市
昭島市(第1ブロック)	平成24年1月4日~ 平成24年3月31日	48, 000	400	0	
町田市(第1ブロック)	平成24年1月4日~ 平成24年3月31日	45, 100	900	0	
八王子市(第1ブロック)	平成24年1月14日~ 平成24年3月31日	45, 000	500	0	
三鷹市(第2ブロック)	平成24年2月1日~ 平成24年3月30日	42, 000	400	0	
合	· 計		13, 700	9, 590	

小環ご発第181号 平成24年 1月31日

小金井市廃棄物減量等推進審議会 会長 庄 司 元 様



平成24年度一般廃棄物処理計画について(諮問)

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第29条の規定に基づき、 「平成24年度一般廃棄物処理計画」を定める必要があります。

つきましては、別紙のとおり定めたいと考えておりますので、「平成24年度一般 廃棄物処理計画(案)」に対する貴審議会の意見をお示しください。 平成24年度一般廃棄物処理計画(案)

平成24年4月1日 小金井市環境部ごみ対策課

# 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1~3
第1 平成23年度の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・-4~5
1 平成23年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の
実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2 ごみ処理量の状況・・・・・・・・・・・・・・・5
第2 平成24年度のごみ処理及びごみの減量計画について・・・・・・6~11
1 ごみ処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・6
(1) ごみ中間処理及び資源化計画量(資源物回収分を除く)・・・・・6
(2) 資源物回収による資源化計画量・・・・・・・・・・6
(3) 最終処分計画・・・・・・・・・・・・・・・6
2 ごみ処理計画における処理計画量等の算定・・・・・・・・7~9
(1) 発生実績(推定)・見込み量の算定・・・・・・・・・7
(2) ごみ処理実績(推定)・見込み量及び計画処理量・・・・・・8
(3) 資源物回収による資源化実績(推定)・見込み量・・・・・・8
(4) 総資源化実績(推定)・見込み量の算定・・・・・・・・・9
3 ごみ減量計画及び達成に向けた施策・・・・・・・・・・9~11
(1) ごみの減量計画・・・・・・・・・・・・・・9
(2) ごみ減量達成に向けた施策・・・・・・・・・・・・10~11
*市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推測できるもの・・11
第3 ごみの排出と収集及び処理・・・・・・・・・・・・12~15
1 市指定収集袋による排出・・・・・・・・・・・・12
<ul><li>2 収集の分別区分及び排出方法等・・・・・・・・・・・12~13</li></ul>
3 適正処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・13~15
(1) 収集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・13~14
(2) 処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・14~15
第4 燃やすごみの処理・・・・・・・・・・・・・15
第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務・・・16
1 市民及び事業者の協力義務の内容・・・・・・・・・・16
2 事業者の協力義務の内容・・・・・・・・・・・・16
第 6 処理施設の状況 (整備) に関する事項・・・・・・・・・16~18
1 可燃ごみ処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・16~17
2 不燃ごみ処理施設・・・・・・・・・・・・・・・17

第	7	動	物位	ク死	[体	処理	埋し	こ~	$\supset$	٦,	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	· 18
	1	市.	j~,	量け	出	る	ŧ, (	カ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	2	市	が山	又集	きす	る	ŧ, (	カ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	3	処	理	方法	÷ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
第	8																														• 19
	1	ЦZ	集	• 運	拯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	2	L	尿気	<b></b>	施	設	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
第	9	そ	<del>-</del> のf	也—	-般/	堯	棄4	勿の	ひり	匹.	理	に	関	し	必	要	な	事	項	に	つ	V	て	•	•	•	•	•	•	•	· 19~20
	1	ή.	が山	又集	[し	なし	-د ر	一舟	殳	発	棄	物	0	種	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	(	(1)	家電	電リ	サ	1:	クノ	レ光	去し	<u>ر</u> ک	基	づ	<	メ	_	カ	_	に	ょ	る	口	収	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	(	(2)	資》	原有	効	利	用化	足过	焦	去	に	基	づ	<	メ	_	力	_	に	ょ	る	回.	収	•	•	•	•	•	•	•	19
	(	(3)	適」	E奴	理	困算	離4	勿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	(	(4)	メー	ーカ	<i>i</i> —	に。	よる	3 E	<b>á</b> =	主	口	収	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	(	(5)	特別	別管	理	堯	棄物	勿	( }	槧,	局	に	ょ	る	自	主	口	収	) •	•	•	•							•	•	20
	2	処	理	方法	<b>ま</b> の	変	更	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20

別紙 平成24年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

# 可燃ごみの全量の処理を他市・一部事務組合にお願いしている中で 最大限のごみ減量を目指す

はじめに

(1) 昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、構成市(調布市、府中市、小金井市) から排出される廃棄物を共同で処理することを目的に設立された一部事務組合で、昭和33年から焼却業務を開始し、施設の改修等を適時行いながら焼却業務を続けてきた。しかし、焼却施設の経年による劣化が著しくなり、平成19年3月末に全焼却炉を停止した。

この間、二枚橋衛生組合の構成各市は、施設の更新に向け平等の立場でさまざまな角度から協議を行ってきたが3市から排出される可燃ごみの全量を処理できる施設の二枚橋焼却場跡地での建替は困難との結論に至り、財産処分協議や構成各市議会での議論を経て平成22年3月末日をもって組合を解散した。

約半世紀という長期にわたり安全かつ安定的な焼却業務を継続できたことは、施 設周辺にお住まいの皆さま並びに関係者各位のご理解・ご協力によるものであり深 く感謝を申し上げる。

- (2) 当市では、組合の施設更新計画が困難な状況となり、焼却施設の老朽化が進行する中で、平成16年5月に国分寺市に対し将来の新ごみ処理施設の建設を含めて可燃ごみを共同処理することについて協議の申し入れを行い、双方において多角的な視野から協議・検討を進めることとなり、新施設の建設場所は当市が責任をもって確保することとなった。
- (3) このため、当市では、平成19年6月に「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所について諮問を行い、1年3か月の審議を経て同委員会から平成20年6月に答申が提出された。この答申を尊重し、二枚橋焼却場跡地を新ごみ処理施設建設場所として決定したいとする市の方針を、市民の皆さまに説明したが、地元を中心として建設に反対する意見は根強い状況となっている。
- (4) しかし、市の方針を明確にする必要があることから、平成22年3月末日に新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場用地として次のとおり決定し、当該用地を所有する調布市並びに府中市に対しては、跡地利用に係る理解を求めている。

### 【新ごみ処理施設の建設場所の決定について】

新ごみ処理施設の建設場所については、二枚橋焼却場用地とする。 なお、今後、建設実現のために不可欠な以下の2点の課題の解決に取り組んでい くものとする。

- (1) 組合解散後における当市が所有することとなる地積については、約3700 ㎡である。新ごみ処理施設を建設するためには、当該用地の全体が必要と見込まれることから、今後も関係市のご理解・ご協力を得ていくものとする。
- (2) 新ごみ処理施設の建設に当たり、周辺にお住まいの皆さまのご理解が得られるよう、地域との対話を継続的に行い、信頼関係の構築を図っていくものとする。
- (5) 新ごみ処理施設が完成し稼働するまでの今後10年間程度は、市内から発生する可燃ごみの全量の処理を他団体の施設に依頼せざるを得ない状況になったことに伴い、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱(以下「支援要綱」という。)に基づき、多摩地域の各市及び一部事務組合(以下「団体」という。)に、当市の可燃ごみの処理を依頼している。

各団体には、ご無理なお願いをすることとなったが、平成19年度は8団体(国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合)に、同20年度は9団体(国分寺市、柳泉園組合、東村山市、武蔵野市、小平・村山・大和衛生組合、昭島市、日野市、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合)の中間処理施設(焼却施設)において支援をお願いすることができた。

(6) この支援協定に基づく当市の可燃ごみの受け入れは、平成29年4月に新ごみ処理施設を稼働させるとした「新ごみ処理施設建設に係るスケジュール」(平成18年11月策定)を確実に進捗させることが条件となっていたが、当市の力不足により、当初のスケジュールにあった平成21年2月までに新ごみ処理施設の建設場所の決定ができなかったため、支援協定に基づくごみ処理支援継続の条件を満たすことができなくなった。

これにより、平成21年度は緊急的・人道的な立場から6団体(八王子市、昭島市、国分寺市、日野市、多摩川衛生組合、三鷹市)に当市のごみの受け入れをお願いし、平成22年度については、改訂された支援要綱に基づき、多摩川衛生組合、昭島市、八王子市、日野市から支援をいただいた。

続く平成23年度は、前年度同様、多摩川衛生組合から支援をいただくことができたが、当市のごみ問題に対する取り組みに厳しい意見が高まりを見せ、各団体も受け入れに慎重な姿勢となり、まさに危機的な状況を迎えることとなった。しかし、市長も自らの職を賭して各団体へ支援の要請を行った結果、当初から支援をお願いした多摩川衛生組合に加え7団体(国分寺市、日野市、多摩ニュータウン環境組合

(構成市=八王子市、多摩市、町田市) 昭島市、町田市、八王子市、三鷹市) から 支援をいただき、可燃ごみの全量処理を行った。

(7) こうした中で当市では、関係市の皆様へのご迷惑、ご負担を少しでも軽減するためにも可燃ごみの減量に努力を続け、平成22年度における小金井市の総ごみ量は、1人1日当たり621グラムと多摩地域では最小となり、全国の10万人以上50万人以下の地方公共団体の中でも、最も排出量が低い団体となっている。

このようなごみ減量の成果は、生ごみ処理機購入費補助制度を活用した取り組みや、ざつがみリサイクル袋等による古紙類の分別、枝木・落ち葉の堆肥化などの施策を背景にした、ごみゼロ化推進員の方々をはじめ市民の大変な減量努力によるものであり、市民の皆様に心から感謝する。

しかし、新ごみ処理施設が稼働するまでの間、市内から発生する可燃ごみの全量 を多摩地域の各施設に支援していただかなければならない現状の中で、施設周辺に お住まいの皆さまはもちろん、当該市の皆さまのご負担を少しでも軽減できるよう、 平成24年度もさらなるごみ減量を目指す必要がある。

このためには、後述する各種の施策を効果的に実施しながら、今後とも最大限の ごみ減量を進めなければならない。市では、引き続き市民の皆さまに更なるご理 解・ご協力をお願いし、下記のとおり平成 2.4 年度一般廃棄物処理計画を策定す る。

# 20,000トン 18,383トン 16,779トン 16,084トン 15,052トン 14,139トン 12,000トン 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度

### 【燃やすごみ処理量の推移】

平成19年度以降、本市の可燃ごみの焼却処理をお願いすることとなった関係市の皆さま及び焼却施設周辺にお住まいの皆さまに、深く感謝申し上げるとともに、今後もより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 第1 平成23年度の状況

- 1 平成23年度一般廃棄物処理計画に掲げたごみ減量及び資源化等の施策の実施状況
  - (1) 新たな施策として、水切りモニターを募り、一般家庭における生ごみ水切り効果の検証を実施した。その結果を持って次年度の更なる燃やすごみ減量の推進に取り組む際の重要な根拠となり、生ごみの水切りを行うことによる減量効果を市民に周知することにより、更なる燃やすごみの発生抑制につなげていく予定である。

また、ごみ分別及びリサイクルを指導するアドバイザー制度を導入し、適切なごみ分別及び資源化率の向上とごみ減量を図る取り組みは、ごみゼロ化推進委員の皆様を「ごみの相談員」と位置付けた取り組みを、10月よりスタートさせ、各委員のご自宅に表示看板を取り付けていただき、市民へのより身近な分別指導を行えるよう体制を整える事が出来た。

(2) 充実させる施策として取り組んだ、一般家庭から排出された剪定枝のさらなる資源化を図るため、資源化回収を原則1束(袋)としたことにより、大幅な燃やすごみの削減を果たす結果となった。また、市内公立小中学校に設置する乾燥型生ごみ処理機を活用した一般家庭から排出される生ごみ夏休み投入及び土曜日投入活動が、地域住民のご理解により活用が広まり、機器の効率的活用による生ごみの資源化によりさらなる減量が図られた。

乾燥生ごみの戸別回収については、東日本大震災に伴う節電対策の影響から、電動式機器の利用を一時的に控える家庭もあったが、徐々に回復し、現在は継続的な運用が図られており、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の活用を含めた機器の普及に努め、さらに、各種講習会を開催し、機器利用者の拡大と継続した機器活用のフォローに努めた。

- (3) 継続させる施策として取り組んだ、単身者が居住する集合住宅に対する適正な排出指導、市施設ごみゼロ化行動計画の充実によるごみ排出量の削減、各団体が取り組む集団回収の拡大に向けた行政サポート等の取り組みを行った。
- (4) 実施に向けて検討する施策として、ごみ減量化に向けた、新たな実証実験の実施に向けた取り組みについては、本市に最適かつ実現可能な総合的な生ごみ等の循環型モデル事業化のシナリオの提案を目指し、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した、「生ごみ等の循環型まちづくり推進事業委託」を実施し、この結果を踏まえ、今後のごみ減量施策の検討を行う。

### 2 ごみ処理量の状況

- (1) 平成23年度一般廃棄物処理計画における処理見込み量18,314tに対し、 その実績は18,002tになる見込みである。
- (2) 平成23年度一般廃棄物処理計画において掲げた処理量の減量目標は、以下のとおりであった。
  - ア 可燃系ごみを平成22年度の処理量と比較して5%減とする。
  - イ 不燃系ごみ(有害ごみを除く)を平成22年度の処理量と比較して1%減と する。

上記の減量目標に対し、平成23年度処理量実績(見込み)は、可燃系ごみは7.2%の減となり、減量目標に達する見込みであるが、不燃系ごみは5.2%の増となり、不燃系ごみについては平成23年度のごみ減量目標には達しない見込みである。

平成23年度は、これまで4束以上を対象としていた剪定枝の資源化回収を1束からとしたことにより大幅な燃やすごみの減量が果たされたこと、また、一般家庭を中心としたごみ減量啓発によるごみ分別が徹底されたことにり、可燃系ごみの減量は引き続き見込まれるものの、一方、昨年度に続き不燃系ごみは増量化の傾向にあり、その要因は、分別の徹底により割り出されたもの以外の要因もあるため、これまでの推移と比較した場合、極端な増量は、単なる一過性のものとしてとらえるべきか否かについての判断は出来ないが、引きつづき資源化率の向上と発生抑制を目指し取り組む必要がある。その他、市の施策や啓発が伝わりにくい集合住宅の住居者を対象とした生ごみの水切り及び古紙分別の徹底指導を行うこと、また、事業者に対する啓発指導等、継続的な協力依頼を行っていく必要がある。

また、市民1人1日あたりの発生量の目標613g(集団回収34gを除く)に対し、市民1人1日あたりの発生量は612g(集団回収34gを除く)になる見込みである。

以上を踏まえ、以下に平成24年度一般廃棄物処理計画を策定した。

### 第2 平成24年度のごみ処理及びごみの減量計画について

### 1 ごみ処理計画

(1) ごみ中間処理及び資源化計画量(資源物回収分を除く) (単位:t)

,	分別区分			処理方法	平成 24 年度計画処理量
可	燃やすごみ			焼却	12, 577
燃	den 1 - 2 se	V/++ \\	- <i>1</i> 1	木質粗大ごみをサーマルリサイクル	167
系ごみ	粗大ごみ (可燃系)	資源化		ふとんをサーマルリサイクル	49
		12, 793			
	プラスチッ クごみ	選別	資源 化	クル法に基づく管限化	1, 658
	<i>y</i> <b>C</b> • <i>y</i>	/5.5	, ,	廃プラスチック類をケミカルリサイクル	473
不	燃やさない			鉄等金属を資源化	450
燃系ご	ごみ	破 砕	資源 化		1, 339
み	粗大ごみ (不燃系)	· 選 別		やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破砕後、選別した廃 ラスチック類等を固形燃料化	579
				埋め立て	61
		4, 560			
有害ごみ 一部資源化・埋め立て				一部資源化・埋め立て	50
				合 計	17, 403

### (2) 資源物回収による資源化計画量

(単位: t)

( / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	分別区分	平成 24 年度資源化計画量	
	古 紙	5, 98	30
	布	74	43
	枝木・草葉	90	02
乾燥生ごみ	戸別回収		17
和深生この	拠点回収		1
	びん	1, 06	67
	空き缶	35	53
	ペットボトル	34	49
	トレイ		13
	金属	10	09
	ペットボトルキャップ		3
	合 計	9, 53	37

<sup>\*</sup>資源物回収については、平成24年度資源化計画量=平成24年度見込み量としている。

### (3) 最終処分計画

(単位: t)

中間処理後残渣									
区分	処理方法及び処理量								
可燃焼却処理後残渣	エコセメント化	901							
不燃破砕処理後残渣	埋め立て	61							

<sup>※</sup>可燃焼却処理後残渣は、平成23年度燃やすごみの処理量(家庭系)と、平成23年度焼却灰発生量から焼却灰の発生量を算出し、平成24年度燃やすごみの計画処理量(家庭系)に乗じて算出した。

2 ごみ処理計画における処理計画量等の算定

(1) 発生実績(推定)・見込み量の算定

(半匹	. ()
年度実績	(推定)
	13, 376

(畄位・+)

種類	平成24年度見込み	平成23年度実績(推定)
可燃系ごみ	13, 467	13, 376
不燃系ごみ	4,608	4, 576
資 源 物	9, 537	9, 472
有害ごみ	50	50
合 計(A)	27, 662	27, 474

### (算出方法)

- 1 発生実績(推定)・見込み量は、ごみ・資源物として市の収集及び集団回 収に排出(収集)される総量の実績(推定)・見込み量であり、これら収集・ 回収されたものがすべてそれぞれ焼却又は資源化等処理されるものとして 「ごみ処理実績(推定)・見込み量」と「資源物回収による資源化実績(推 定)・見込み量」とし、それらを合算したものである。
- 2 発生実績(推定)・見込み量は、以下の計算式により算出したものである。
- 平成23年度実績(推定)
  - = 平成23年4月~9月発生実績+平成23年10月~平成24年3月発生実績(推定)量(\*)
    - (\*) 平成23年10月~平成24年3月発生実績(推定) 量
      - = 平成22年10月~平成23年3月発生量実績 × 平成23年4月~9月 発生量実績の対前年増減率

なお、増減率の算出が困難な項目については、23年度発生実績(推定)量を 23年度上半期実績値を参考とし推計した。

- 平成24年度見込み
  - = 平成23年度発生実績(推定) 量 × 人口伸び率(予測)
  - ごみの分別、資源化等において、前年度と全く同様の排出状況で人口の 伸び率のみを加味したものである。

### (2) ごみ処理実績(推定)・見込み量及び計画処理量

(単位: t)

	分別区分			処理方法	平成 24 年度 計画処理量	平成 24 年度 見込み	平成 23 年度 実績(推定)
可燃	燃やすごみ	焼 却			12, 577	13, 239	13, 149
系	粗大ごみ			木質粗大ごみをサーマルリサイクル	167	176	175
ごみ	(可燃系)	布団をサーマルリサイクル			49	52	52
				小 計	12, 793	13, 467	13, 376
	プラスチッ	選	資源	プラスチック製容器包装については、容器 包装リサイクル法に基づく資源化	1, 658	1, 675	1,664
	クごみ	別	化 (B)	廃プラスチック類をケミカルリサイクル (*)	473	478	475
不燃	燃やさない ごみ		資	鉄等金属を資源化	450	455	452
系ごみ		破 砕 •	源 (C)	燃やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を 破砕後、選別した廃プラスチック類等をケ ミカルリサイクル(*)	1, 339	1, 353	1, 319
	粗大ごみ (不燃系)			やさないごみ、粗大ごみ(不燃系)を破砕後、 別した廃プラスチック類等を固形燃料化	579	585	571
				埋め立て	61	62	95
				小 計	4, 560	4,608	4, 576
	有害ごみ 一部資源化・埋め立て					50	50
				合 計	17, 403	18, 125	18, 002

### \*別紙 平成24年度ごみ処理フロー図参照

(算出方法)1 平成24年度見込みは平成23年度実績(推定)量に人口伸び率(予測)を乗じたものである。

- 2 平成24年度計画処理量は、9頁3(1)「ごみの減量計画」の数値を反映させて得た数値である。
  - (1) 可燃系:平成24年度減量計画(平成24年度見込み×減量計画5%)
  - (2) 不燃系:平成24年度減量計画(平成24年度見込み×減量計画1%)
- 3 学校給食等の残渣を生ごみ処理機で処理する量 175 t (見込み)及び一般家庭から出る生ご みを各家庭で自家処理している量は含んでいない。
- (\*)ケミカルリサイクルとは、製品の科学原料としてリサイクルすることをいう。(ガス化等)

### (3) 資源物回収による資源化実績(推定)・見込み量

(単位: t)

分別区	了厶	資源化実績(推定	官)・見込み量		
71 7112	2)]	平成 24 年度見込み	平成23年度実績(推定)		
古	紙	5, 980	5, 939		
布		743	738		
枝木・	草葉	902	896		
乾燥生ごみ	戸別回収	17	17		
平4/未工 こ 0 人	拠点回収	1	1		
び、	<i>ا</i>	1, 067	1,060		
空き行	缶	353	350		
ペットホ	ドトル	349	347		
トレ	7	13	13		
金属	1	109	108		
ペットボトル	/キャップ	3	3		
合 計	(D)	9, 537	9, 472		

<sup>\*「</sup>プラスチック製容器包装」は混合収集であるため①ごみ処理見込み量に計上する。

(4) 総資源化実績(推定)・見込み量の算定

(	畄	<del>///</del>	+	)
١.	++-	11/		1

区分	収集後 実績 (推定) (B)+(C)		資源物回収による資源化実績 (推定)・見込み量(D)注)2		総資 実績(推定) 合計	・見込み量
<b>应</b> 刀	平成 24 年度 見込み	平成 23 年度 実績(推 定)	平成 24 年度 見込み	平成 23 年度 実績 (推定)	平成 24 年度 見込み	平成23年度実績(推定)
	3, 961	3, 910	9, 537	9, 472	13, 498	13, 382

- (注) 1 収集後資源化とは、ごみとして収集し破砕施設等での中間処理したものを資源化することをいう。
  - 2 資源物回収による資源化とは、資源として分別収集し資源化することをいう。
- (5) 総資源化率見込み (総資源化見込み量/発生見込み量: F/A)

48.8%(参考: 平成22年度48.0% 平成23年度(見込み)48.7%) なお、焼却灰のエコセメント化を949 t と見込み、総資源化率に加味すると、52.1%となる。

- 3 ごみの減量計画及び達成に向けた施策
  - (1) ごみの減量計画

本市は、平成17年8月に家庭ごみの一部有料化を実施し、さまざまな施策を 通じてごみの減量・資源化を図り、一定の成果を上げている状況にある。

一方、本市の燃やすごみを長期間に渡って安定的に処理してきた二枚橋焼却場は老朽化により、平成19年3月末に全焼却炉を停止するに至った。このことにより平成18年10月には「ごみ非常事態宣言」を発し、この宣言の下、燃やすごみの10%減量を掲げ、諸施策を積極的に展開し一定の成果を上げてきた。しかしながら、多摩地域の多くの処理施設に燃やすごみの全量を処理していただいている本市としては、更に市民・事業者と協働して一層ごみの減量・資源化を進めることが急務となっている。さらに、不燃系ごみについては増加が見込まれ、こうした厳しい状況の中で、確実に実現することを目指す計画として、平成24年度の減量計画を設定する。

### 平成24年度の減量計画

- ① 可燃系ごみ:平成23年度の処理量と比較して5%減
- ② 不燃系ごみ(有害ごみを除く。): 平成23年度の処理量と比較して1%減
   \*市民1人1日あたりの発生量の目標596g(集団回収分35gを除く)
   参考 平成22年度実績621g(集団回収32gを除く)
   平成23年度見込み612g(集団回収34gを除く)
- \*8頁(2) ごみ処理実績(推定)・見込み量及び計画処理量

### (2) ごみ減量達成に向けた施策

市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるものについて、本項11ページに記載した。

- ① 新たに実施する施策
  - ア ごみの中に含まれる再使用可能なくつ・かばん類等を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推進することにより、主に不燃系ごみの減量を図る。
  - イ 東京学芸大学と連携し、子供向け減量キャラクターを効果的に使用した広報 活動を行い、若年層に対する意識啓発により、やがては世代間を越えたさらな るごみ減量を図る。
- ② 充実させる施策
  - ア 生ごみの水切り検証結果に基づく減量効果を周知し、燃やすごみの更なる減量を図る。
  - イ ごみ分別指導員制度の定着と活動を広めるため、一般市民及び転入者等に対し、ごみ分別の知識を更に深めることにより、更なる資源化率の向上を図る。
  - ウ 町会、自治会等の自主的な管理運営による大型生ごみ処理機の活用を広め、 生ごみの更なる減量を図る。
  - エ 教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進するため、中間処理場の活用も視野に入れたごみに関する意識の向上を図る。
  - オ 市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して夏休み及び土曜日における生ごみ市民投入を広め、生ごみの更なる資源化を図る。
- ③ 継続させる施策
  - ア 一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。
  - イ 生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、 乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の更なる充実を図る。
  - ウ JA・市内農産物取扱店と行政との連携により、生ごみ堆肥で育てた農産物 の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。
  - エ 事業者に関する、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度を周知し、機器設置及び活用の促進による事業系生ごみの減量を図る。
  - オ 販売事業者 (コンビニ、スーパー等) の特定容器等 (ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等) の自主的な回収・処理の拡充を図る。
  - カ 粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。

- キ 集合住宅の管理会社又は所有者と協働し、居住者に対するごみの徹底分別等、 さらなる適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。
- カ リサイクル推進協力店認定店舗数を拡大し、市民、販売事業者と協働したご みの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。
- キ 市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の 更なる削減及び資源化率の向上を図る。
- ケ 各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化率における市民意識の向上及び活動の活性化を図る。
- ク 大規模事業所及び中小すべての事業所について、事業者責任におけるごみの 適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進を図る。

### \*市民一人ひとりが地道に取り組むことにより減量効果が推計できるもの (単位:t)

그비스	人びとりが地道に取り組むことにより機重効木が推計しるるもの(単位)	. ()
減量方法	算出方法	減量 効果
1 古紙の分別した場 を場 りしん あん かん あん かん	<ul> <li>① 1人1日あたりの燃やすごみの量 294g×14.8% (*1)×365日 =1人が1年間古紙混入を防止した場合の減量 15,882g</li> <li>② 15,882g×116,943人×10% (*2) *1 古紙混入割合:平成23年度組成分析調査時の値 *2 指導の効果を目指す目標:全人口の10%に対する新たな効果を見込む。</li> <li>① 1世帯1日あたりの生ごみ排出量 505g(単身世帯は109g)×17.47%(*3)×365日 =1世帯が水切りした場合の1年間の減量(一般世帯: 32,202g、単身世帯:6,950g)</li> <li>② (32,202g×31,391世帯+6,950g×25,476世帯)×25%(*4) *3 水切りによる減量率:平成22年11月調査による。 *4 指導の効果を目指す目標:全世帯の25%に対する新たな効果を見込む。</li> </ul>	186 297
3 生ごみ 処理 機に	_	27
よる 減量	生ごみ乾燥物をごみとして出す量  ① 1 世帯の年間生ごみ投入量 105,040 g × 23 年度 1 年間の乾燥型生ごみ処理機の新たな継続的稼動台数 211 台×1/7 (*6) = 市内で発生する生ごみ乾燥物の生成量 3,166,205 g  ② 3,166,205 g × 18%(*7) = 生ごみ乾燥物がごみとして新たに出される量*6 電動式乾燥型生ごみ処理機で乾燥させた場合の減量率*7 生ごみ乾燥物をごみに出している世帯の割合:平成22 年度アンケート調査	△0.6
4 剪定枝の資 源回収に よる減量	平成22年度回収量合計に対する同年4月回収量の割合 3.3%×平成24年度見込み量902,151 kg = 平成24年4月分見込み量29,771 kg 平成24年4月分見込み量29,771 kg 平成24年4月分見込み量29,771 kg - 平成23年度4月回収量16,215 kg = 平成24年4月に新たに見込まれる量(*8)*8 平成23年4月より、枝木・雑草は1束(袋)からの資源化を開始した。しかし、4月は移行期間のため、燃やすごみとして排出しても収集を行った。よって、平成24年4月分については、すべて資源化したものとみなし、新たに回収できる量として一部見込んだ。	14
	合 計	523
	平成 24 年度の可燃系ごみの発生見込み量 13,467 t に対する減量の割合	3.9%

### 第3 ごみの排出と収集及び処理

1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出する。

- ア 家庭ごみのうち燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ
- イ 事業系一般廃棄物(古紙を除く。ただし、シュレッダーごみは450以内の透明または半透明の袋で1回の排出量を2袋以内は無料とする。)

### 2 収集の分別区分及び排出方法等

分別区分	ごみの内容	排 出 方 法	備考
燃やすごみ	生ごみ・貝殻・紙おむつ・ 紙くず類・衛生上焼却する ものなど	☆市指定収集袋(黄)に入れ、8時30分までに敷地内の 排出場所に排出する。ただし、紙おむつ、落ち葉(2 袋まで)は透明又は半透明の袋に入れて排出する。	
プラスチック ごみ	ビニール・ポリ袋・硬質プ ラスチックなどのプラス チック	☆市指定収集袋(青)に入れ、8時30分までに敷地内の 排出場所に排出する。汚れ等による異物の混入を避け るため、洗って乾かしてから排出する。	
燃やさない ごみ	小型家電製品・皮革製品・ ガラス類・せとものなど	☆市指定収集袋(青)に入れ、8時 30 分までに敷地内 の排出場所に排出する。	家電リサイクル 法対象外 の小型家 電
有害ごみ	乾電池・蛍光管・水銀体温 計・ライター	☆透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、 8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ ふとん・ベッド・敷物など	☆申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の8時30分までに敷地内に排出する。	
枝木・草葉	枝木・落ち葉・雑草等の草木 ・落ち葉については3袋以上	☆申込みをしてから指定日の8時30分までに敷地内の 排出場所に以下のとおり排出する。 ☆枝木:1本の長さ1m以内、1本の直径15cm以内、束 の大きさ30cm程度までをひもで束ねて排出する。 ☆落ち葉・雑草:透明又は半透明の袋に入れて排出す る。	2 袋以下の 落ち葉は、燃 やすごみと しても排出 する
乾燥生ごみ	家庭用電動生ごみ処理機により乾燥させた生ごみ	☆乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の 朝8:30までに敷地内の排出場所に排出する。 * (透明又は半透明の袋に入れて専用容器設置施設(公 民館等市内公共施設11箇所)で拠点回収に持参可)	拠点回収は随時可

古紙・布類	新聞・段ボール・その他の 紙 (雑誌・雑紙)・紙パッ ク・シュレッダーごみ・布 類	☆8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ☆新聞・段ボール:それぞれ紙ひもで縛って排出する。 ☆その他の紙(雑誌・雑紙):雑誌は紙ひもで縛って排出するか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。 ☆紙パック:洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。(スーパー等の拠点回収ボックスに持参可) ☆シュレッダーごみ:透明又は半透明のビニール袋に入れ、空気を抜いて排出する。 ☆布類:透明又は半透明のビニール袋に入れ排出する。	紙パックの 拠点回収は 随時 布類は収集 開始(朝8 時30分 直前では回 収中止
スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶 卓上カセットボンべなど	☆中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かご等で 8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。	
空き缶	飲料缶・菓子缶・茶缶 缶詰缶など	☆中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かご等で8時 30分までに敷地内の排出場所に排出する。	空き缶・ペ
金属	なべ・釜・やかんなど	⇒ペットボトルのふたは取って排出する。	ットボトル・びんの
ペットボトル	飲料用・醤油等調味料用	* (空き缶・ペットボトル・びんはスーパー等の拠点	拠点回収は 随時
びん	ガラスびん	回収ボックスに持参可)	10.4
トレイ	発泡スチロール製トレイ	☆洗ってスーパー等の拠点回収ボックスに持参	随時
ペットボトル キャップ	ペットボトルのキャップ	☆洗って乾かして専用容器設置施設 (公民館等市内公共 施設 13 か所) に持参する。	随時

# 3 適正処理方法

# (1) 収集方法

分別区分	収集	回数等	収集方法
燃やすごみ	週2回	(委託)	
プラスチックごみ	週1回	(委託)	
燃やさないごみ	2週に1回	(委託)	
有害ごみ	2週に1回	(委託)	
粗大ごみ(注)	随時	(委託)	☆種類ごとに分別したものを戸別収集(集合住宅 は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収
枝木・草葉	指定日	(直営・委託)	集する。)及び拠点に持参した紙パック、乾燥生
乾燥生ごみ	週1回	(直営)	ごみについては拠点回収する。
古紙・布類	週1回	(委託)	
スプレー缶			
金属	2週に1回	(委託)	
空き缶			☆種類ごとに分別したものを戸別収集(集合住宅
ペットボトル			は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを 収集する。)及び拠点に持参したものを拠点回収
びん			する。
トレイ	随時	(委託)	☆種類ごとに拠点に持参したものを拠点回収する。

紙パック	
ペットボトルキャップ	随時 (直営)

(注) 上記は、家電リサイクル法対象外の粗大ごみ

### (2) 処理方法

사미당 사		中間処	理	目。94 和 四 兀 ィジ次派 几
分別区分	処	理 方 法	処 理 場 所	最終処理及び資源化
	焼却	☆家庭系一般廃 棄物	支援先焼却施設	☆焼却灰をエコセメント化(二ツ塚処分場)
燃やすごみ	(委託)	☆事業系一般廃 棄物	民間処理施設	☆焼却・溶融(ガス化溶融改質による発電な らびにスラグメタルおよび水酸化合物生 成による再資源化)(民間処理施設)
プラスチック	イクル法対象     ックを(財)       の廃プラスチ     に引き渡し       ック     民間処理施設	☆容器包装リサイクル法対象の廃プラスチックを(財) 日本容器包装リサイクル協会 に引き渡し資源化		
ごみ	(委託)	☆容器包装リサ イクル法対象 外の廃プラス チック	<b>民间处</b> 理 <b>.</b>	☆容器包装リサイクル法対象外の廃プラス チックをケミカルリサイクル (民間処理施設)
燃やさない ごみ	破砕·選別 (委託)	☆金属 ☆破砕後のプラ スチック類等 ☆不燃ごみ	小金井市中間処理場	☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設) ☆破砕後のプラスチック類等をケミカルリ サイクル(民間処理施設) ☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)
有害ごみ	破砕 (委託) 選別 (委託)	☆蛍光管 ☆ライター ☆乾電池 ☆水銀体温計	小金井市中間処理場	☆一部資源化・埋立処分(民間処理施設)
粗大ごみ(可燃系)	破砕 (委託)	☆木質家具等は 板状に分解 ※ふとんは中間 処理をしてい ない	小金井市中間処理場	☆木質家具等をサーマルリサイクル (民間処理施設) ☆ふとんをサーマルリサイクル (民間処理施設) ☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター小金井リサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	選別・プレ ス (委託)	☆自転車・保管 庫等大部分が 金属のもの	小金井市中間処理場	☆自転車・保管庫等大部分が金属のものを資源化(民間処理施設)  ☆鉄・アルミ等金属を資源化(民間処理施設)  ☆破砕後のプラスチック類等をケミカルリ

		☆上記以外の複		サイクル(民間処理施設)		
	破砕•選別	合素材 ☆金属		☆不燃ごみは埋立処分(二ツ塚処分場)		
	(委託)	☆破砕後のプラ スチック類等 ☆不燃ごみ		☆再使用可能なものを修理し販売 (シルバー人材センター小金井リサイクル事業所)		
枝木・草葉	チップ化 (委託)		民間処理施設	☆堆肥化(民間処理施設)		
乾燥生ごみ				☆堆肥化(小金井市中町肥料化実験施設)お よび民間処理施設		
ペットボトル	選別・プレン	ス	小金井市中町中間処	☆一部を(財)日本容器包装リサイクル協会 に引渡し資源化		
	(委託)		理施設	☆一部を民間処理施設で資源化		
スプレー缶	穴あけ・プ (委託)	レス	小金井市中間処理場			
金属	選別 (委託)			人次诉儿,(早月月 An TEH +5rin)		
空き缶	選別・プレン (委託)	Z	小金井市中町中間処 理施設	☆資源化(民間処理施設)		
布	選別 (委託)					
びん	選別 (委託)		民間処理施設			
古紙						
トレイ	選別・減容 (委託)		民間処理施設			
ペットボトル キャップ				☆NPO 法人に寄付し資源化		

(注) 斜線部分は市が中間処理をしていない。

### 第4 可燃ごみの処理

- (1) 平成19年3月末をもって二枚橋焼却場の全焼却炉の運転を停止したことに伴い、小金井市は国分寺市と可燃ごみの共同処理を目指し、新ごみ処理施設(平成29年4月稼動予定)が稼動するまでの間、多摩地域の各市及び一部事務組合に可燃ごみの全量の処理をお願いしなければならない。
- (2) 平成 2 4 年度における可燃ごみの処理委託先については、当面、○○からご支援を頂くことになるが、年間を通じての処理先を確保するには至っていない。このため、可燃ごみを安定的に処理するため、今後も全力を挙げて多摩地域の各団体に支援要請を行うものとする。

### 第5 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関する協力義務

- 1 市民及び事業者の協力義務の内容
  - (1) 燃やすごみの減量を最大の目的とし、一般家庭及び事業者双方において、生ごみ排出の際の水切りを十分に行い排出量の減量化を図る。
  - (2) 4 R、リフューズ(断る)、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、 リサイクル(再生利用)を実践し減量努力をする。
  - (3) 環境に配慮した商品の購入や販売、簡易な包装容器の選択、ノーレジ袋やマイバッグ持参など生活様式や事業活動の見直しを実行する。
  - (4) 市の一般廃棄物処理計画に従った分別排出を行う。
  - (5) 市が収集しない一般廃棄物について適正処理する。

### 2 事業者の協力義務の内容

- (1) 製造、加工、販売の際、再生資源又は再生品の利用及び廃棄物となった場合 適正処理が困難にならないような製品、容器等の製造、加工、販売。
- (2) 事業系廃棄物の事業者自身による適正処理
- (3) 販売事業者による容器包装リサイクル法等に基づく特定容器等の自主回収・処理
- (4) ばら売り、量り売り及び簡易包装の推進、エコマーク付き商品及びリサイクル商品の製造・販売等環境に配慮した事業活動
- (5) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制の確保

### 第6 処理施設の状況 (整備) に関する事項

- 1 可燃ごみ処理施設
  - (1) 小金井市、調布市、府中市(国道20号以北)の可燃ごみを焼却処理してきた二枚橋焼却場(調布市野水)は、経年による施設の老朽化のため平成19年3月末日をもって、全焼却炉の運転を停止した。
  - (2) 小金井市では、二枚橋焼却場の老朽化を考慮し、平成16年5月、国分寺市に対し可燃ごみの共同処理の申し入れを行い、国分寺市と可燃ごみを共同処理する新焼却施設建設に係る今後のスケジュールを策定の上、平成18年10月31日に開催された市議会全員協議会での議論を経て、「新焼却施設建設に係るスケジュール」を同年11月6日に国分寺市に提示した。
  - (3) また、小金井市焼却施設問題等検討委員会(庁内検討委員会)において新焼却施設建設候補地2か所(ジャノメミシン工場跡地及び二枚橋焼却場用地)の選定を行い、平成19年1月11日付けで国分寺市に提示し、この後、同年6月10日に本市は、「小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」を設置し、新ごみ処理施設の建設場所の選定について諮問した。同委員会は、1年3か月、36回、延べ160時間に及ぶ審議を経て、平成20年6月に「新ごみ処理施設の建設場所については二枚橋焼却場用地とする」との答申を提出し終了した。

- (4) この後、当市は平成20年7月に二枚橋焼却場の跡地を新ごみ処理施設の建設場所として利用することについて、調布市・府中市に対し協議の申し入れを行ったが、両市から跡地利用を「了」とする回答は得られず、建設スケジュールに基づく建設場所の決定を延期することとなった。この状況を考慮した東京都から、平成21年2月に広域的行政の見地から協議の場を設置するとの提案が行われ、当市は、この協議の場における議論も参考としながら、平成21年度中には一定の結論を得られるよう、関係団体との調整を行うこととなった。
- (5) この協議会では、構成市間において「まずは、組合解散を優先課題とすべき」 との合意に達し、平成22年1月には組合解散に必要な関連議案が構成各市それぞれの市議会で議決されるに至り、昭和32年に設立された二枚橋衛生組合は、平成22年3月末に解散した。
- (6) 組合解散に伴い、当該跡地は等積で3分割し、各構成市に所有権が移転され、この分割された調布市・府中市の所有する土地を、現時点において小金井市で跡地利用させてもらうことについて了承が得られていない状況である。しかしながら、当市としては、他に新ごみ処理施設建設のための適地がなく、改めて跡地利用に係る市の方針を明確に定める必要があることから、新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場跡地と決定し、引き続き調布市・府中市に跡地利用のご理解を求めるとともに市民とりわけ周辺住民への丁寧な説明を行いながら、新ごみ処理施設の建設事業を推進する。
- (7) 二枚橋焼却場の施設解体等工事については、総合評価方式 (制限付一般競争 入札方式) により、落札予定者を決定した後、契約を締結し、平成22年度から解体工事を開始している。なお、工事期間については、平成24年度末までを予定している。

### 2 不燃ごみ処理施設

- (1) 施 設 名:小金井市中間処理場
- (2) 所在地:東京都小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 型 式:高速回転複合式竪型破砕機
- (4) 処理能力:30t/5h(30t/5h×1基)
- (5) 現 状

燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理 場は、平成18年度・19年度に臭気対策を第一義に、おおむね10年間の 稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働 以来23年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいる。

今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定である。また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育にも役立つ施設とした。

### 3 廃棄物最終処分場

(1) 施 設 名:日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場 (東京たま広域資源循環組合)

- (2) 所 在 地:東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
- (3) 構成市:小金井市を含む多摩地域25市1町
- (4) 現 状

小金井市を含む多摩地域25市1町の約400万人から排出されるごみは、 焼却処理や破砕処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場に搬入さ れている。破砕処理した不燃ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイク ルされている。

平成10年1月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約370万 m³で、平成22年度までに44.4%の埋立てが終了している。

エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に 定着させることにより、処分場の延命を図っている。

しかし、不燃ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかなくてはならない。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、燃やさないごみの資源化に取組み、埋め立て量の削減に努めている。

### 第7 動物の死体処理について

1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地または建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないと きは、市に届け出なければならない。

- 2 市が収集するもの
  - (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
  - (2) ノラ犬、ノラ猫等飼い主不明の死体
- 3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

### 第8 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

1 収集・運搬

単位: kℓ

, ,	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
し尿・ 浄化槽汚泥	一般家庭	00	古内人材	月2回	(委託) バキューム車に
	事業者	82	市内全域	随時	よる収集

### 2 し尿処理施設

(1) 施設名:湖南処理場(湖南衛生組合)

(2) 所 在 地:東京都武蔵村山市大南5-1

(3) 形 式:希釈前処理方式

(4) 処理能力: 6 k ℓ / 日

(5) 構成市:小金井市・武蔵野市・小平市・東大和市・武蔵村山市

(6) 現 状

組織市の公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少し処理能力200k0/日に対し、現在の処理量は6k0/日程度である。また、建設後40年以上経過した施設は、老朽化が進んだため改修工事が行われ、現在、処理能力を6k0/日に縮小し運転をしている。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流している。

### 第9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

- 1 市が収集しない一般廃棄物の種類
  - (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、 衣類乾燥機、エアコン (家電リサイクル法に基づく販売店による回収)
  - (2) パソコン

(資源有効利用促進法に基づくメーカーによる自主回収)

(3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングのボール、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、

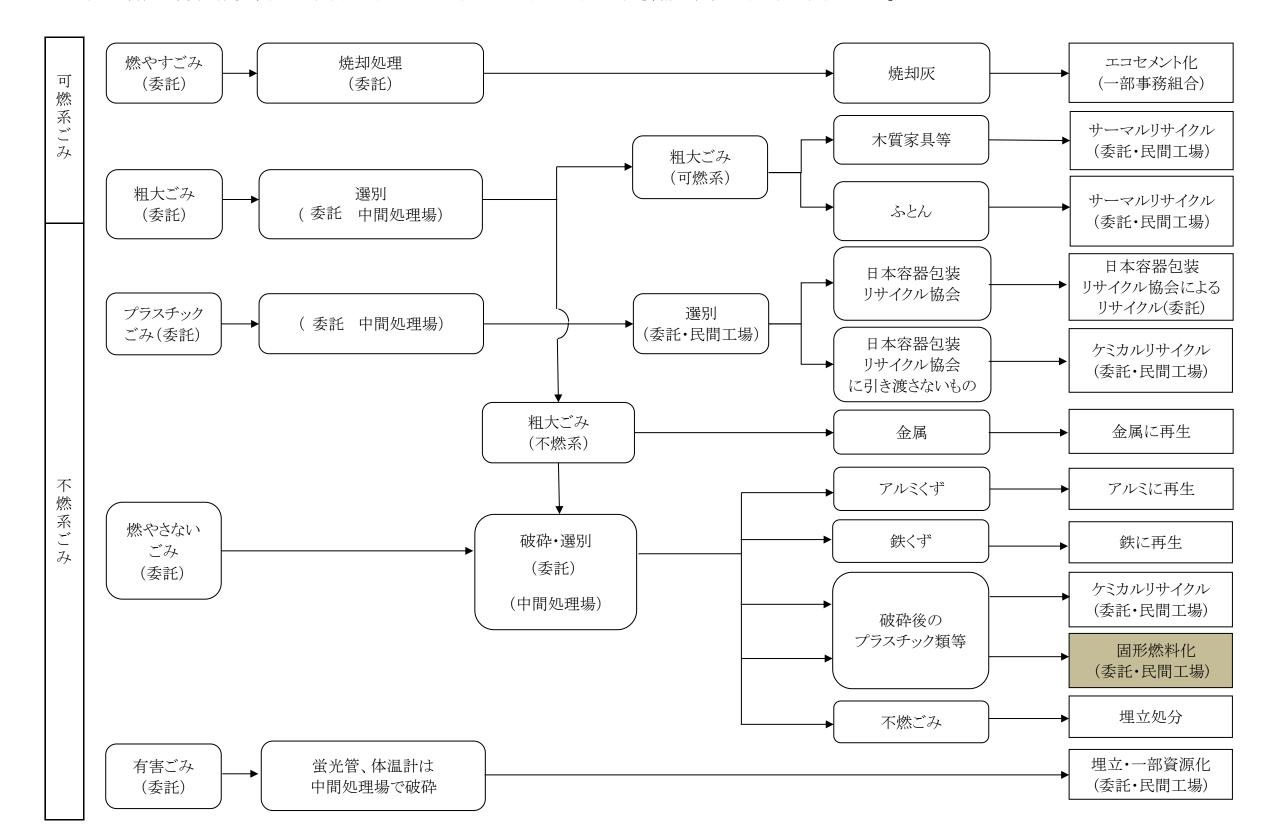
### 農薬、薬品、塗料等

(危険、有害等で市の施設では適正処理できないため、専門の処理業者による 回収(適正処理困難物))

- (4) オートバイ (メーカーによる自主回収)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針 (薬局による自主回収)

### 2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情があるときは、収集、運搬及び処分の方法を変更することがある。



# 平成24年度一般廃棄物処理計画

# 算出資料

### 算出方法

- 1 平成23年度各廃棄物種類の算出(\*)
  - ① 廃棄物等増減率 = 平成23年度4月~9月までの合計実績平成22年度4月~9月までの合計実績
  - ② 平成23年度合計推計値

平成23年4月~9月実績 + 平成23年10月~24年3月推計値 ( 平成23年10月~24年3月推計値 = 前年度下半期実績×① )

- 2 平成24年度各廃棄物種類の算出
  - ① 平成24年度の人口推定値は、平成23年度人口から平成22年度人口の伸びた人数(796人)に平成23年度人口を加えて値とした。

(116,147-115,351)+116,147=116,943

- ② 人口の伸び率平成24年度人口÷平成23年度人口=1.00685
- ③ 平成24年度合計推定量=平成23年度合計推定量×②

### 平成24年度一般廃棄物処理計画量および年度別推移

1 一般廃棄物の発生量見込み量

単位:t

120/20/10 1/2 1/2	系ごみ・資源物 5,921 5,958 0.6 6,224 4.5 6,457 3.7 6,502 0.7 ごみ 47 45 △ 4.3 47 4.4 50 6.4 50 0.0 合計 29,121 28,011 △ 3.8 27,530 △ 1.7 27,474 △ 0.2 27,662 0.7									
如皮を持つ手管	20年度	<b>E実績</b>	21年	度実績	22年	度実績	23年	度推計	24年	
一般廃棄物の種類				対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
可燃系ごみ・資源物	23,153		22,008	△ 4.9	21,259	△ 3.4	20,967	Δ 1.4	21,110	0.7
不燃系ごみ・資源物	5,921		5,958	0.6	6,224	4.5	6,457	3.7	6,502	0.7
有害ごみ	47		45	△ 4.3	47	4.4	50	6.4	50	0.0
合計	29,121		28,011	△ 3.8	27,530	Δ 1.7	27,474	△ 0.2	27,662	0.7
人口(10月1日)	113,379	1	13,738	0.3	115,351	1.4	116,147	0.7	116,943	0.7
市民1人1日当たりの発生量 (集団回収含む)	703.7		674.7	△ 4.1	653.9	△ 3.1	646.3	Δ 1.2	648.1	0.3

2 一般廃棄物の処理見込み量

<u> </u>									
机床充物の種類	20年度	実績 21年	度実績 📗	22年	度実績	23年	度推計	24年	度推計
一般廃棄物の種類可燃系ごみ			対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
可燃系ごみ	16,364	15,333	△ 6.3	14,415	△ 6.0	13,376	△ 7.2	13,467	0.7
不燃系ごみ	4,088	4,097	0.2	4,351	6.2	4,576	5.2	4,608	0.7
有害ごみ	47	45	Δ 4.3	47	4.4	50	6.4	50	0.0
合計	20,499	19,475	△ 5.0	18,813	△ 3.4	18,002	△ 4.3	18,125	0.7

3 一般廃棄物の資源化見込み量

一般廃棄物の貧										
資源物の種類	20年	<b>变実績</b>	21年		22年	度実績	23年	度推計	24年	度推計
貝原物の性短				対前年度		対前年度		対前年度		対前年
古紙	6,062		5,949	△ 1.9	6,017	1.1	5,939	Δ 1.3	5,980	
布	663		628	△ 5.3	694	10.5	738	6.3	743	
乾燥生ごみ(拠点)	4		4	_	2	-	1	△ 50.0	1	
乾燥生ごみ(戸別)	-		-	-	12	-	17	-	17	
剪定枝	60		94	-	119	-	896	652.9	902	
可燃系 計	6,789		6,675	Δ 1.7	6,844	2.5	7,591	10.9	7,643	
ビン類	1,048		1,061	1.2	1,054	△ 0.7	1,060	0.6	1,067	
缶類	351		355	1.1	361	1.7	350	△ 3.0	353	
ペットボトル	318		321	0.9	334	4.0	347	3.9	349	
トレー	13		13	0.0	13	0.0	13	0.0	13	
ペットキャップ	-		2	_	2	0.0	3	0.0	3	
金属	103		109	5.8	109	0.0	108	△ 0.9	109	
不燃系 計	1,833		1,861	1.5	1,873	0.6	1,881	0.4	1,894	
合計	8,622		8,536	Δ 1.0	8,717	2.1	9,472	8.7	9,537	

4 一般廃棄物の施設資源化見込み量

次海梅の廷斯	20年		21年	度実績	22年	度実績	23年	度推計	24年	度推計
資源物の種類		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
容器包装再商品化	1,547		1,580	2.1	1,621	2.6	1,664	2.7	1,675	0.7
ケミカルリサイクル	1,840		1,890	2.7	2,148	13.7	1,794	△ 16.5	1,831	2.1
金属類	415		409	Δ 1.4	448	9.5	452	0.9	455	0.7
固形燃料化(布団)	45		_		49	-	-	_	-	_
チップ化(可燃系粗大)	_		236	-	227	_	-	_	_	-
合計	3,847		4,115	7.0	4,493	9.2	3,910	△ 13.0	3,961	1.3

<sup>\*</sup> 容器包装再商品化は、日本容器包装リサイクル協会を通じたリサイクル量を示す。

選別施設への搬入量と、選別施設における選別の比率を推計し、乗じることで算出した。

5 総資源化見込み量

<u>U 枪员까儿无处</u>	// 里								
∓ Dil	20年度実績	21年	度実績	22年	度実績	23年	度推計	24年	度推計
種別	対前年	度	対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
収集資源化量	8,622	8,536	Δ 1.0	8,717	2.1	9,472	8.7	9,537	0.7
施設資源化量	3,847	4,115	7.0	4,493	9.2	3,910	△ 13.0	3,961	1.3
合計	12,469	12,651	1.5	13,210	4.4	13,382	1.3	13,498	0.9

6 総資源化率見込み

0 秘具冰心干无处	. U F									
	20年月	隻実績	21年月	医実績 一	22年	度実績	23年	度推計	24年	度推計
	l	対前年度	[	対前年度		対前年度		対前年度		対前年度
総資源化率(%)	42.8		45.2	105.5	48.0	6.2	48.7	1.5	48.8	0.2

### ☆人口の伸び率 24年<u>度人口÷23</u>年度人口

1.00685 を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

古紙·	布(合計=古紀	紙・布の日+	集団回収)			単位:kg
	40/= 1	404	00/5	04/5-55	00左阵	00/-

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
4	557,910	631,369	583,153	539,577	562,684	491,477	ž
5	621,490	593,217	509,115	440,341	524,033	499,599	
6	509,993	498,028	502,269	494,736	451,591	476,570	×
7	560,247	590,090	540,900	497,908	503,000	473,269	
8	561,777	523,494	400,431	441,272	465,352	465,188	ž
9	547,988	521,106	532,983	511,615	453,389	515,419	
小計	3,359,405	3,357,304	3,068,851	2,925,449	2,960,049	2,921,522	
10	553,016	574,774	500,169	456,694	471,425	(465,289)	
11	569,919	540,939	433,296	500,314	522,152	(515,356)	×
12	624,154	607,059	543,711	546,309	558,258	(550,992)	
1	619,331	584,926	545,025	527,964	520,599	(513,823)	
2	491,521	480,030	417,076	438,803	433,108	(427,471)	ž
3	575,715	577,959	552,407	553,476	551,547	(544,368)	2
小計	3,433,656	3,365,687	2,991,684	3,023,560	3,057,089	3,017,299	
合計	6,793,061	6,722,991	6,060,535	5,949,009	6,017,138	5,938,821	

☆22年度4~9月までの合計= 2,960,049 ① ☆23年度4~9月までの合計= 2,921,522 ② ☆増減率=②÷①= 0,9870 ③

★23年度推定量= 集団回収 5,938,821 5,939t 行政回収 4,564t

☆24年度推定量= 23年度推定<u>量×人口伸</u>び率=

5,979,522 5,980t 集団回収 1,385 行政回収 4,595

### ■布(合計=古紙・布の日+集団回収)

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
•4	57,691	59,161	67,545	80,100	63,607	79,584
5	66,730	96,809	77,811	79,680	87,258	79,815
6	69,300	64,263	52,504	50,255	58,001	64,960
7	40,780	43,532	50,945	52,561	58,085	61,984
8	54,955	50,350	45,230	51,914	49,971	41,048
9	45,520	38,631	37,405	42,706	39,201	51,206
小計	334,976	352,746	331,440	357,216	356,123	378,597
10	58,993	66,690	69,072	68,515	67,651	(71,920)
11	69,181	66,915	68,492	55,960	64,096	(68,141)
12	66,332	58,116	60,472	54,661	67,770	(72,047)
1	48,132	52,790	56,699	54,323	62,300	(66,232)
2	39,951	36,402	29,750	31,191	38,525	(40,956)
3	60,125	43,011	47,151	6,291	37,817	(40,204)
小計	342,714	323,924	331,636	270,941	338,159	359,500
合計	677,690	676,670	663,076	628,157	694,282	738,097

☆22年度4~9月までの合計= 356,123 ① ☆23年度4~9月までの合計= 378,597 ② ☆増減率=②÷①= 1.0631 ③

★23年度推定量= 738,097 **738t** 集団回収 65t 平日回収 673t

☆24年度推定量= 23年度推定量×人口伸び率=

布団

中国			***			
月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	4,460	3,970	4,580	4,400	4,630	4,360
5	3,810	5,380	3,770	3,380	4,680	2,840
6	4,140	4,860	3,590	4,350	4,680	6,270
7	4,020	3,320	4,650	3,610	3,310	4,350
8	5,020	3,350	3,840	4,780	5,130	5,840
9	4,200	3,690	3,460	2,860	4,190	4,370
小計	25,650	24,570	23,890	23,380	26,620	28,030
10	5,100	4,890	4,400	4,690	3,710	(3,907)
11	3,380	3,340	2,600	3,040	3,370	(3,549)
12	4,740	3,350	4,990	4,700	5,190	(5,465)
1	2,250	3,180	2,670	2,780	2,650	(2,790)
2	2,670	2,930	2,480	1,450	3,130	(3,296)
3	2,980	3,990	3,640	4,640	4,350	(4,580)
小計	21,120	21,680	20,780	21,300	22,400	23,587
合計	46,770	46,250	44,670	44,680	49,020	51,617

☆22年度4~9月までの合計= 26,620 ① ☆23年度4~9月までの合計= 28,030 ②

☆増減率=②÷①= 1.0530 ③

ぜひご利用ください。

☆23年度推定量= 51,617**52**t

☆24年度推定量= 23年度推定量×人口伸び率= 51,971 52t

☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口 1.00685] を使用して以下を計算する。 ☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

751	12	計一	777		生	ER C	ㅋ네ㅠ	1 +h	п上		ilo \
$v \sim$	ハモ	16 C	-	ᄆᄀ	~ 未	יו עיד	ᆈᄱ	T 1%	ᄮᄴ	ш	4X /

	0.70							_	
	月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度_		
	4	88,674	77,116	88,676	86,692	86,538	95,594	]☆22年度4~9月までの台	\$計=
	5	91,049	93,406	90,639	96,446	86,304			
	6	92,507	85,996	79,738	81,588	86,377	83,361	]☆23年度4~9月までの台	計=
	7	85,485	77,306	94,309	96,970	87,858			
	8	91,230	97,735	85,640	83,803	86,320	84,075	]☆増減率=②÷①= <i>_</i>	
	9	88,900	80,218	83,957	87,673	89,651	89,198	1.0064 ③	集団回収
	小計	537,845	511,777	522,959	533,172	523,048	526,410		0t
	10	93,257	82,092	87,487	80,913	86,969			平日回収
	11	80,401	88,194	80,488	79,843	76,345	(76,836)	☆23年度推定量=	1,014t
	12	94,662	84,138	84,694	92,332	94,451	(95,058)	1,059,705 <b>1,060t</b>	拠点回収
	1	98,529	109,870	106,810	103,457	107,585	(108,277)		46t
	2	80,392	100,458	86,539	75,825	84,078	(84,618)	☆24年度推定量=	
	3	88,606	78,456	79,250	95,833	80,461	(80,978)	23年度推定量×人口伸び	ゾ率=
	小計	535,847	543,208	525,268	528,203	529,889	533,295	1,066,968 1,067t	
į	合計	1,073,692	1,054,985	1,048,227	1,061,375	1,052,937	1,059,705	集団回収	0 )
								平日回収	1,021
								柳点回収	46

### ■空き缶=金属類(合計=平日+集団回収)

<u> </u>		<u> </u>	**************************************				_
月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
4	24,856	26,276	27,848	31,502	31,347	26,848	]☆22年度4~9月までの合計=
5	33,063	35,350	29,380	29,469	26,269		
6	31,872	28,489	28,259	30,512	31,358	29,535	☆23年度4~9月までの合計=
7	33,462	27,646	31,395	31,173	30,498		
8	39,826	39,667	34,423	30,696	35,777	33,466	]☆増減率=②÷①=
9	31,420	31,388	29,813	34,899	30,195	29,596	0.9715 ③
小計	194,499	188,816	181,118	188,251	185,444	180,152	
10	34,898	32,178	34,116	28,032	28,464	(27,652)	【 集団回収 】
11	25,717	29,636	23,984	23,681	34,152	(33,177)	☆23年度推 <u>定量=</u> 23t
12	33,687	28,997	28,641	32,384	24,329	(23,635)	350,190 350t 平日回収
1	33,239	28,433	30,794	29,440	30,152	(29,292)	328t
2	27,004	28,071	26,218	24,708	25,314		☆24年度推定量=
3	30,788	31,222	26,314	28,315	32,621	(31,690)	23年度推定 <u>量×人口伸</u> び率=
小計	185,333	178,537	170,067	166,560	175,032	170,038	352,590 353t
合計	379,832	367,353	351,185	354,811	360,476	350,190	<b>集団回収</b> 23
	•	•					【平日回収 330 】

### ペットボトル

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
4	21,465	24,686	24,746	25,956	24,770	27,219	☆22年度4~9月までの合計=
5	26,466	29,691	26,803	27,330	27,558	29,991	
6	27,775	29,602	26,788	28,419	29,928	31,055	☆23年度4~9月までの合計=
7	31,001	31,181	33,839	33,898	34,672	36,780	198,784 ②
8	36,156	38,730	33,722	32,602	37,640	38,445	☆増減率=②÷①=
9	30,974	31,545	31,956	31,436	37,108	35,294	1.0371 ③
小計	173,837	185,435	177,854	179,641	191,676	198,784	
10	28,859	30,109	29,154	28,086	28,050	(29,090)	
11	24,863	24,127	21,616	23,181	24,562	(25,473)	☆23年度推定量=
12	22,136	21,822	22,351	22,441	22,839	(23,686)	346,543 <b>347</b> t
1	25,363	23,274	24,337	23,953	24,497	(25,405)	
2	20,497	20,518	20,006	20,128	20,112	(20,858)	☆24年度推定量=
3	23,595	22,492	22,762	24,051	22,416	(23,247)	  22年度実績量×人口伸び率=
小計	145,313	142,342	140,226	141,840	142,476	147,759	22十尺天碩里~入口仲ひ竿一
合計	319,150	327,777	318,080	321,481	334,152	346,543	

# ☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口 1.00685 を使用して以下を計算する。

(1.00085) を使用して以下を計算する。 ☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

### トレー(拠点回収)

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	1,910	1,100	1,110	1,110	1,130	1,080
5	1,500	1,090	1,110	1,050	1,170	1,120
6	1,320	1,070	1,090	1,110	1,050	1,170
7	1,170	1,080	1,080	950	1,030	1,040
8	970	1,080	990	1,030	960	1,060
9	1,010	1,000	1,070	1,050	1,050	858
小計	7,880	6,420	6,450	6,300	6,390	6,328
10	1,050	1,200	1,220	1,060	1,110	(1,099)
11	990	1,070	1,000	1,100	1,130	(1,119)
12	1,100	1,080	1,240	1,120	1,150	(1,139)
1	1,070	1,140	1,180	1,010	1,070	(1,060)
2	930	1,100	1,050	980	1,050	(1,040)
3	1,050	1,140	1,140	1,180	1,080	(1,070)
小計	6,190	6,730	6,830	6,450	6,590	6,527
合計	14,070	13,150	13,280	12,750	12,980	12,855

☆22年度4~9月までの合計= 6,390 ① ☆23年度4~9月までの合計=

6,328 ②

☆増減率=②÷①= 0.9903 ③

☆23年度推<u>定量=</u> 12,855 **13t** 

☆24年度推定量=

23年度推定<u>量×人口伸</u>び率= 12,943 13t

### 金属

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	9,470	10,540	10,010	10,210	10,370	9,360
5	10,280	11,050	9,780	9,340	10,250	11,020
6	8,750	8,250	7,890	9,060	8,880	9,120
7	7,110	8,180	8,630	8,640	8,430	7,290
8	8,500	7,840	7,180	8,260	7,630	8,600
9	8,710	7,380	8,040	8,980	8,530	8,490
小計	52,820	53,240	51,530	54,490	54,090	53,880
10	9,250	9,750	9,560	9,650	8,960	(8,925)
11	8,990	8,890	7,570	8,290	9,540	(9,503)
12	9,750	9,350	9,600	9,790	11,280	(11,236)
1	8,860	8,190	8,590	9,030	8,960	(8,925)
2	7,110	6,490	6,860	7,400	6,990	(6,963)
3	8,920	9,320	9,000	10,350	9,080	(9,045)
小計	52,880	51,990	51,180	54,510	54,810	54,597
合計	105,700	105,230	102,710	109,000	108,900	108,477

☆22年度4~9月までの合計= 54,090 (1)

☆23年度4~9月までの合計= 53,880 ②

☆増減率=②÷①= 0.9961 ③

☆23年度推定量= 108,477 108t

☆24年度推定量=

23年度推定<u>量×人口伸</u>び率= 109,220 109t

### ☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口

1.00685] を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

### ■ 燃やすごみ処理量(焼却処理量)

£.,	がいっか	この処理里	(光本光生生	2/				_
	月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	4	1,403,574	1,350,350	1,460,400	1,274,850	1,146,684	1,103,652	☆22年度4~
	5	1,719,488	1,578,750	1,483,110	1,355,510	1,248,719	1,157,984	7,279,262
	6	1,680,408	1,467,990	1,370,320	1,355,310	1,302,821	1,134,540	☆23年度4~
	7	1,650,377	1,500,260	1,500,300	1,388,080	1,296,073	1,119,107	6,769,700
	8	1,583,672	1,384,900	1,316,890	1,225,996	1,156,275	1,141,792	☆増減率=
	9	1,475,299	1,338,500	1,383,370	1,275,230	1,128,690	1,112,625	0.9300
	小計	9,512,818	8,620,750	8,514,390	7,874,976	7,279,262	6,769,700	
	10	1,634,830	1,451,980	1,407,960	1,288,342	1,182,380	(1,099,611)	
	11	1,506,005	1,395,990	1,292,250	1,188,942	1,227,216	(1,141,309)	☆23年度推
	12	1,590,082	1,456,660	1,448,120	1,359,466	1,277,226	(1,187,818)	13,148,952
	1	1,466,209	1,361,790	1,203,580	1,130,947	1,097,960	(1,021,101)	
	2	1,248,956	1,203,690	1,039,300	990,468	966,677	(899,008)	☆24年度推
	3	1,423,760	1,287,750	1,178,800	1,219,269	1,107,965	(1,030,405)	23年度推定
	小計	8,869,842	8,157,860	7,570,010	7,177,434	6,859,424	6,379,252	13,239,067
	合計	18,382,660	16,778,610	16,084,400	15,052,410	14,138,686	13,148,952	·
					<u> </u>		<u> </u>	

~9月までの合計= 2 ①

~9月までの合計= 0 ②

=(2)÷(1)= 0 ③

<u> 定量=</u> 13,149t

住定量=

E<u>量×人口伸</u>び率= 13,239t

燃やさないごみ・プラスチックごみ処理量(中間処理場処理量)

			<del></del>			
月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	328,830	389,060	382,880	369,140	377,936	379,244
5	364,950	401,360	364,320	353,590	376,870	393,927
6	335,250	342,650	317,800	331,310	355,513	374,160
7	351,480	353,460	351,500	352,390	353,742	357,315
8	366,040	379,350	319,060	331,960	365,369	389,392
9	333,660	328,670	324,460	331,070	339,864	387,590
小計	2,080,210	2,194,550	2,060,020	2,069,460	2,169,294	2,281,628
10	347,850	380,180	369,320	353,780	350,812	(368,978)
11	334,610	366,550	299,230	313,780	363,760	(382,597)
12	348,770	376,520	363,650	353,710	383,447	(403,303)
1	380,810	382,440	356,660	359,620	385,407	(405,365)
2	289,160	316,480	283,220	275,930	304,571	(320,343)
3	339,410	363,570	355,370	370,460	393,649	(414,034)
小計	2,040,610	2,185,740	2,027,450	2,027,280	2,181,646	2,294,620
合計	4,120,820	4,380,290	4,087,470	4,096,740	4,350,940	4,576,248

☆22年度4~9月までの合計= 2,169,294 ① ☆23年度4~9月までの合計=

2.281,628 (2)

☆増減率=②÷①= 1.0518 ③

☆23年度推定量= 4,576,248 **4,576**t

☆24年度推定量=

23年度推定<u>量×人口伸び</u>率= 4,607,611 4,608t

### ■施設資源化量(鉄・アルミ・破砕不適物)

		1 /V NAHT	1 1/2 1/3/			
月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	31,170	40,980	39,170	37,280	39,720	38,860
5	30,470	35,310	35,890	35,220	37,310	35,530
6	27,620	32,450	29,500	31,980	35,070	39,260
7	31,260	31,530	31,390	33,910	40,010	33,820
8	32,580	34,660	34,090	32,610	37,160	35,400
9	31,590	28,310	33,720	31,940	32,410	40,140
小計	184,690	203,240	203,760	202,940	221,680	223,010
10	32,710	36,950	41,260	36,260	37,530	(37,755)
11	28,370	39,330	28,870	35,950	38,180	(38,409)
12	39,990	38,800	42,300	36,620	44,050	(44,314)
1	14,520	34,870	33,590	32,420	32,060	(32,252)
2	11,860	26,620	27,290	24,700	31,360	(31,548)
3	30,420	39,130	36,750	39,860	44,110	(44,375)
小計	157,870	215,700	210,060	205,810	227,290	228,653
合計	342,560	418,940	413,820	408,750	448,970	451,663
	月 4 5 6 7 8 9 小計 10 11 12 1 2 3	4 31,170 5 30,470 6 27,620 7 31,260 8 32,580 9 31,590 小計 184,690 10 32,710 11 28,370 12 39,990 1 14,520 2 11,860 3 30,420 小計 157,870	月     18年度     19年度       4     31,170     40,980       5     30,470     35,310       6     27,620     32,450       7     31,260     31,530       8     32,580     34,660       9     31,590     28,310       小計     184,690     203,240       10     32,710     36,950       11     28,370     39,330       12     39,990     38,800       1     14,520     34,870       2     11,860     26,620       3     30,420     39,130       小計     157,870     215,700	月         18年度         19年度         20年度           4         31,170         40,980         39,170           5         30,470         35,310         35,890           6         27,620         32,450         29,500           7         31,260         31,530         31,390           8         32,580         34,660         34,090           9         31,590         28,310         33,720           小計         184,690         203,240         203,760           10         32,710         36,950         41,260           11         28,370         39,330         28,870           12         39,990         38,800         42,300           1         14,520         34,870         33,590           2         11,860         26,620         27,290           3         30,420         39,130         36,750           小計         157,870         215,700         210,060	月         18年度         19年度         20年度         21年度           4         31,170         40,980         39,170         37,280           5         30,470         35,310         35,890         35,220           6         27,620         32,450         29,500         31,980           7         31,260         31,530         31,390         33,910           8         32,580         34,660         34,090         32,610           9         31,590         28,310         33,720         31,940           小計         184,690         203,240         203,760         202,940           10         32,710         36,950         41,260         36,260           11         28,370         39,330         28,870         35,950           12         39,990         38,800         42,300         36,620           1         14,520         34,870         33,590         32,420           2         11,860         26,620         27,290         24,700           3         30,420         39,130         36,750         39,860           小計         157,870         215,700         210,060         205,810	月         18年度         19年度         20年度         21年度         22年度           4         31,170         40,980         39,170         37,280         39,720           5         30,470         35,310         35,890         35,220         37,310           6         27,620         32,450         29,500         31,980         35,070           7         31,260         31,530         31,390         33,910         40,010           8         32,580         34,660         34,090         32,610         37,160           9         31,590         28,310         33,720         31,940         32,410           小計         184,690         203,240         203,760         202,940         221,680           10         32,710         36,950         41,260         36,260         37,530           11         28,370         39,330         28,870         35,950         38,180           12         39,990         38,800         42,300         36,620         44,050           1         14,520         34,870         33,590         32,420         32,060           2         11,860         26,620         27,290         24,700         31,360

☆22年度4~9月までの合計= 221,680 ① ☆23年度4~9月までの合計= 223,010 ②

☆増減率=②÷①= 1.0060 ③

☆23年度推定量= 451,663 **452**t

☆24年度推定量=

23年度推定<u>量×人口伸</u>び率= 454,758

# ☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口 1.00685 を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

### 有害ごみ

	. 0 /-						
月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
4	4,060	3,740	3,810	3,400	3,270	4,070	☆
5	4,630	4,060	3,990	3,650	3,500	3,360	
6	3,740	2,600	2,920	3,010	3,150	3,970	☆
7	3,100	3,740	3,090	3,300	3,260	2,910	
8	4,060	3,240	2,880	3,200	3,480	3,200	☆
9	3,810	3,490	3,410	3,390	3,240	3,440	Ì
小計	23,400	20,870	20,100	19,950	19,900	20,950	
10	3,740	4,380	4,560	3,450	3,590	(3,779)	
11	4,060	3,740	3,410	3,460	7,220	(7,601)	☆
12	5,950	5,450	5,010	5,130	5,000	(5,264)	
1	5,950	6,270	5,860	6,320	4,700	(4,948)	
2	3,170	3,170	3,140	3,060	3,050	(3,211)	☆
3	3,810	3,810	5,200	3,570	3,862	(4,066)	23
小計	26,680	26,820	27,180	24,990	27,422	28,869	
合計	50,080	47,690	47,280	44,940	47,322	49,819	

☆22年度4~9月までの合計= 19,900 ①

☆23年度4~9月までの合計= 20,950 ②

☆増減率=②÷①= 1.0528 ③

☆23年度推定量= 49,819 **50**t

☆24年度推定量=

23年度推定量×人口伸び率= 50,160 50t

■粗大ごみ総量(布団込みの数値を記載)

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4	72,283	72,030	75,730	71,280	73,900	84,390
5	69,688	68,110	65,250	61,940	68,170	68,750
6	54,469	56,170	51,930	57,460	63,750	83,470
7	75,965	51,780	62,480	60,500	62,440	70,270
8	71,226	67,680	56,610	63,590	76,010	80,300
9	415,033	52,860	60,010	57,970	60,890	75,600
小計	758,664	368,630	372,010	372,740	405,160	462,780
_10	70,471	63,940	63,940	65,850	64,810	(74,027)
11	70,626	66,190	66,190	58,610	69,150	(78,984)
12	47,181	60,600	60,600	60,400	80,000	(91,377)
1	52,029	53,580	53,580	50,810	52,200	(59,624)
2	67,914	47,990	47,990	50,960	62,430	(71,309)
3	380,169	68,440	68,440	77,170	79,100	(90,349)
小計	688,390	360,740	360,740	363,800	407,690	465,670
合計	1,447,054	729,370	732,750	736,540	812,850	928,450

☆22年度4~9月までの合計= 405,160 (1)

☆23年度4~9月までの合計= 462,780 ②

☆増減率=②÷①=

1.1422 ③

☆23年度推定量= 928,450 **928**t

☆24年度推定量=

23年度推定量×人口伸び率=

934,813 935t

. H23年度粗大実績

	/文 かなノトラマ小貝			
月	可燃系粗大	布団	不燃系粗大	合計
4	18,630	4,360	61,400	84,390
5	14,920	2,840	50,990	68,750
6	15,090	6,270	62,110	83,470
7	13,940	4,350	51,980	70,270
8	9,980	5,840	64,480	80,300
9	14,380	4,370	56,850	75,600
小計	86,940	28,030	347,810	462,780
10				0
11			-	0
12				0
1				0
2				0
3				0
小計	0	0	0	0
合計	86,940	28,030	347,810	462,780
比率	18.8%	6.1%	75.2%	100.0%
比率	20.0%		80.0%	100.0%

### 22年度実績値

粗大合計	812,850kg	813t
布団	49,020kg	49t
可燃系	227,280kg	227t
不燃系	536,550kg	537t

### 23年度推計値

粗大合計	928,450kg	928t
布団	51,617kg	52t
可燃系	175,346kg	175t
不燃系	701,487kg	701t

### 24年度推計値

粗大合計	934,813kg	935t
布団	51,971kg	52t
可燃系	176,548kg	176t
不燃系	706,294kg	706t

### 21年度実績値

粗大合計	736,540kg	737t
布団	44,680kg	45t
可燃系	236,160kg	236t
不燃系	455,700kg	456t

# ☆人口の伸び率 24年度人口÷23年度人口

1.00685] を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

	ブラスチック	資源化量(图		処理委託∶選		)引渡量)	_
月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	]
4	202,810	196,390	202,950	173,320	185,780	170,210	☆22年
5	231,170	215,610	195,190	178,080	172,220	190,270	1,055
6	212,700	184,350	174,580	171,540	177,790	175,750	☆23年
7	203,520	199,890	186,130	185,200	170,170	175,080	1,074
8	220,270	199,140	169,320	161,370	175,470	186,490	☆増減
9	199,900	179,510	172,500	171,720	173,850	177,070	1.
小計	1,270,370	1,174,890	1,100,670	1,041,230	1,055,280	1,074,870	
10	204,140	202,350	184,480	172,340	163,130	(166,158)	
11	197,400	181,550	153,350	157,430	175,770	(179,033)	☆23年
12	192,990	186,870	171,010	165,340	168,700	(171,832)	2,138
1	229,600	211,650	202,640	190,800	196,840	(200,494)	
2	171,490	177,560	147,970	152,020	155,120	(158,000)	☆24年
3	193,880	176,560	173,410	185,970	184,750	(188,180)	23年度
小計	1,189,500	1,136,540	1,032,860	1,023,900	1,044,310	1,063,697	2,153
合計	2,459,870	2,311,430	2,133,530	2,065,130	2,099,590	2,138,567	

年度4~9月までの合計= 55,280 ① 年度4~9月までの合計= 年度4~9月まで 74,870 ② 咸率=②÷①= 1.0186 ③

年度推定量= 38,567 **2,139**t

年度推定量= +及ほど量→ 度推定量×人口伸び率= 53,223 <u>2,153t</u>

	剪定枝						
月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	1
4			240	4,165	3,990	16,215	☆22年度4~9月までの合計=
5			3,900	7,860	8,760	77,840	56,650 ①
6			4,400	10,795	11,495	108,255	☆23年度4~9月までの合計=
7 -			1,430	10,025	11,825	66,835	448,005 ②
8			120	9,310	5,365	72,545	]☆増減率=②÷①=
9			5,875	10,425	15,215	106,315	7.9083 ③
小計			15,965	52,580	56,650	448,005	
10			11,860	7,250	14,045		
11			9,480	12,825	18,405		☆23年度推定量=
12			12,920	12,880	18,395		4月~9月実績×2
1			4,935	2,830	3,435		896,010 <b>896</b> t
2			2,525	1,465	4,400		☆24年度推定量=
3			2,685	3,750	4,080		23年度推定量×人口伸び率=
小計			44,405	41,000	62,760	0	
合計			60,370	93,580	119,410	448,005	902,151 902t

### ☆人口の伸び率 24年<u>度人口÷23</u>年度人口

1.00685 を使用して以下を計算する。

☆集団回収と通常収集の数値は、22年度上期実績の割合で22,23年度推定量を按分した数値。

拠点	미니	乾燥生ごる	4

月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4			221	257	107	114
5			153	311	298	88
6			192	292	396	109
7			271	345	236	201
8			210	357	181	88
9			281	301	101	136
小計			1,328	1,863	1,319	736
10			441	304	71	(40)
11			237	343	66	(37)
12			462	347	118	(66)
1			434	332	154	(86)
2			390	326	148	(83)
3			402	290	98	(55) 2
小計	0	0	2,366	1,942	655	367
合計	0	0	3,694	3,805	1,974	1,103

☆22年度4~9月までの合計= 1,319 ① ☆23年度4~9月までの合計= 736 ②

☆増減率=②÷①= 0.5580 ③

☆23年度推定量= 1,103 1t

1,103 <u>1t</u>

☆24年度推定量= 23年度推定<u>量×人口伸び率=</u> 1,111 1t

ペットボトルキャップ

		11//				
月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4			0	114	167	260
5			0	157	190	205
6			0	128	204	219
7			0	203	200	253
8			0	216	276	281
9			0	286	250	307
小計				1,104	1,287	1,525
10			0	211	285	(338)
11			0	181	247	(293)
12			0	211	244	(289)
1			0	161	119	(141)
2			80	182	160	(190)
3			142	136	137	(162)
小計	0	0	222	1,082	1,192	1,413
合計	0	0	222	2.186	2.479	2.938

☆22年度4~9月までの合計= 1,287 ① ☆23年度4~9月までの合計= 1,525 ②

☆増減率=②÷①= 1.1853

☆23年度推定量= 2,938 3t

☆24年度推定量= 23年度推定<u>量×人口伸び</u>率= 2,958 3t

戸別回収 乾燥生ごみ

		化株工しの				
月	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4					329	977
5					273	1,034
6					652	1,199
_ 7					888	849
8					1,105	972
9					1,168	1,044
小計					4,415	6,075
10					1,422	(1,957)
11					1,385	(1,906)
12					1,303	(1,793)
1					1,308	(1,800)
2				154	1,061	(1,460)
3				148	1,107	(1,523)
小計	0	0	0	302	7,586	10,439
合計	0	0	0	302	12,001	16,514

☆22年度4~9月までの合計= 4,415 ①

☆23年度4~9月までの合計= 6,075 ②

☆増減率=②÷①= 1.3760

☆23年度推定量= 16,514 17t

☆24年度推定量= 23年度推定量×人口伸び率= 16,627 17t

	項目		数・量		備考
平成23年	22年度4月~9月(実績)		6,879,290 k g	ア	
度の処理	23年度4月~9月(実績)		6,411,260 k g	イ	
量(推計)	(増減率)		0. 932	ウ	イ÷ア
	23 年度下期推計		6,065,167 k g	工	前年度下期 6,507,690 kg×0.932
	23 年度の推計		12, 476, 427 k g	オ	イ+エ
平成 24 年	人口の伸び率		1. 00685	力	
度の処理	24年度の推計		12, 561, 891	キ	オ×カ
量(推計)	24 年度人口推計		116,943 人	ク	
	1人1日あたりの燃	やすごみの量	294 g	ケ	キ÷ク÷365 日
	ケのうち生ごみの	割合(単身)	37.2%	コ	平成23年度 組成分析による
	ケのうち生ごみの	割合(一般)	57.3%	サ	平成23年度 組成分析による
	1世帯1日あたりの 生ごみの排出量	一般世帯	505 g	シ	ケ×サ×3人 (1世帯あたり約3人)
	土 二 か	単身世帯	109 g	ス	ケ×コ (1世帯あたり約1人)
生ごみ処	投入可能なものの	割合	80%	セ	投入可能な食品の割合を80%とする
理機によ	年間継続的稼動日	数	260 日	ソ	5日/週×52週とする
る生ごみ	1世帯の年間生ごみ	分投入量	105, 040 g	タ	シ×セ×ソ
の減量	年間継続的稼動台数 (平成24年度の新た		260 台	チ	別表のとおり
	電動式乾燥型の年間継	続的稼動台数	1,973台	ツ	別表のとおり
	年間の生ごみ乾燥	物の生成量	29, 606, 274 g	テ	タ×ツ(電動式乾燥型)×1/7
	生ごみ乾燥物の戸別	回収見込量	14.80 t		テ×50% (市回収、拠点回収に出してV る人/22 年度アンケート調査)
	ごみとして排出され 燥物の量	いる生ごみ乾	5, 329, 129 g	۲	テ×18% (ごみとして排出すると答えた 人/22 年度アンケート調査)
水切りに	24 年度世帯数推計	•	56,867 世帯		
よる減量	単身世帯数		25, 476 世帯		
	一般世帯数		31, 391 世帯		
	水切りによる減量	率	17. 47%	ナ	平成22年11月調査
	- 11.000	般世帯	32, 202 g		シ×ト×365 日
	重	身世帯	6, 950 g		ス×ト×365 日
	水切り指導の効果目標 (平成24年度の新たな効果目標)		約 25%の世帯		全世帯数の約40%の世帯に対する新たな効果を 見込む。
古紙混入防止によ	燃やすごみの古紙	混入率	14. 8%	11	平成23年度 組成分析による
る減量	1人1年間古紙混力 合の減量	、防止した場	15, 882 g		ケ×ニ×365 日
	古紙分別の効果目 (平成24年度の新た		人口の約15%		全人口の約15%の人口に対する新た な効果を見込む。

### 家庭系生ごみ処理機の補助台数および年間継続的稼動台数(推計)

(単位:台)

	年度	23 年度(推計)		継続的に稼動している台数(補助台数の 78%)				
		( )内は12月 まで実績	23 年度	の人・火ム・		24 年度の状	況	
	補	よく大阪	までの合計台数	78%	予算要求 状況	継続的稼動	か台数(見込み)	
	助台					予算要求の 1/2	予算要求の 1/2 の 78%	
<b>利</b>	重類 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	296	3, 252	2, 537	370	185	144	
		(222)	0, 202	2, 001	310	100	111	
内	コンポ。スト	1 (1)	66	51	10	5	4	
訳	手動式	29 (22)	61	48	10	5	4	
	電動式 (乾燥型)	157 (118)	2, 375	1, 853	266	133	104	
	電動式 (バイオ型)	95 (71)	736	574	84	42	33	

- \* 生ごみ処理機の年間の継続的稼動台数は補助台数の78%とする。(平成22年度実施アンケート調査)
- \* 24 年度の継続的稼働台数の算出は、年間補助台数(予算要求台数)の1/2 とし、その78%とする。 ただし、23 年度の継続的稼働台数についても、23 年度の補助台数の1/2 とし、その78%と見込まれるため、その同台数を加え、23 年度の継続的稼働台数とする。

# ごみの減量目標及び達成に向けた施策

# 【平成23年度から平成24年度への移行】

	平成23年度に掲げた施策		平成24年度に掲げる施	5策《案》	
	施策の表題	移行先	移行理由	施策の表題(改定文)	
1	新たに実施する施策	1911元	炒1] 垤田	肥束の衣題(以た义)	
ア	水切り実験モニターを募り、一般家庭の生ごみ水切り効果の検証を行い、その結果を持って、更なるごみ減量の推進を図る。	充実	平成23年度に実施している、ごみゼロ化推進員より公募したモニタリングを実施した台所生ごみの水切りによる減量効果が実証されるので、この結果を市民に広報し、燃やすごみの減量を促すこととするため。	生ごみの水切り検証結果に基づく減量効果を周知し、燃やすごみの更なる減量を図る。	
1	ごみ分別及びリサイクルを指導するアドバイ ザー制度を導入し、適切なごみ分別及び資源化 率の向上とごみ減量を図る。	充実	平成23年度に設立した、ごみ分別指導員制度を活用し、一般市民、転入者等にごみ分別、ごみ減量のアドバイスを行う活動を継続的に取り組んでいくこととする。また、年度末及び年度初めには、庁舎内に特別コーナーを設置し、分別指導員によるごみ出しの基本的説明指導を行うこととする。	ごみ分別指導員制度の定着と活動を広めるため、 一般市民及び転入者等に対し、ごみ分別の知識を 更に深めることにより、更なる資源化率の向上を 図る。	
(2)	充実させる施策				
	一般家庭から排出される剪定枝を1束から回収 し資源化することにより、燃やすごみの減量化を 図る。	継続	平成23年度より1束からの資源化受付回収に拡大したことによる、燃やすごみの減量が大幅に図られたことから、継続的な取り組みが必要であるため。	一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。	
1	生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の 利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸 別回収による、生ごみ堆肥化事業の更なる充実 化を図る。	継続	平成22年9月より、市内全域での戸別回収を開始し、引き続き生ごみ処理機購入補助金制度の活用による生ごみ処理機(乾燥型)の更なる普及を目指す必要があるため。		
ウ	JA・市内農産物取扱店と行政と連携し、生ごみ 堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環 型社会の構築に努める。	継続	市内で農業を営む生産者への理解は定着しつつあり、生産物は JA・直売会場での販売や、大型スーパ (ヨーカドー)等での 小金井地場野菜フェア会場での販売が行われており、引き続き、食品リサイクル堆肥利用への理解を今後更に深める必要が あるため。		

平成23年度に掲げた施策			平成24年度に掲げる施	平成24年度に掲げる施策《案》		
	施策の表題	141- H-	16/= TII	46 for 00 + 127 (71 + 1-1-1)		
2	充実させる施策	移行先	移行理由	施策の表題(改定文)		
工	生ごみ減量化処理機器の「失敗しない効率的な使用方法」について講習会を開催し、機器利用者の拡大と、継続した機器活用をフォローし、生ごみの減量を図る。	除外	平成23年度中に実施した回数及びその内容の充実を図る必要は あるが、参加希望者がほとんどなく、今後の実施効果が期待さ れないため。			
	町会、自治会等市民が自らが主体ととなり、大型生ごみ処理機を管理運営し、行政のサポートと市民の協力によるごみの減量を図る。	充実	町会、自治会等が自ら率先した大型生ごみ処理機を導入し、運営することによるごみの減量効果は大きく、特に、公務員住宅等の集合住宅居住者に対する理解を深めていただく必要があるため。	み処理機の活用を広め、生ごみの更なる減量を図		
カ	中間処理場の展示会場の充実を図るととも に、エコロフェスタ等の開催を通じ、市民へ のごみ減量化への理解を深める。	充実(複合)	小学校中学年クラスを中心とした環境教育「ごみ減量」を広く 普及させるため、学校教育関係部局と連携した環境教育の充実 を図ることにより、強いては子どもから保護者へごみ減量意識 の大切さを深めていく狙いもある。また、近年、不燃系ごみの	教育委員会と連携して、児童・生徒を対象に環 境教育を推進するため、中間処理場の活用も視野		
丰	教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に 環境教育を推進し、ごみに関する意識の向上 を図る。		排出が多いことから、中間処理場内の見学も含めて環境教育を推進する必要があるため。 既に各小・中学校に対し、出前講座活用に関する依頼文書は提 出済み。	に入れたごみに関する意識の向上を図る。		
<i>D</i>	事業者に対し、生ごみ減量化処理機器購入 費補助金制度の適用による事業系生ごみの減 量を推進する。	継続	事業者(特に小規模で市の指定袋を利用する事業者)の制度活用がまだまだ少ないため、引き続き制度の活用を促し、事業所向けに生ごみ処理機の活用による減量化を推進させる必要があるため。	事業有に対りる、生こみ順重化処理機商購入貨制   助会制度を国知し、機関設置及び活用の促進によ		
ケ	販売事業者(コンビニ、スーパー等)の特定容器等(ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等)の回収・処理の拡充を行う。	継続	販売事業者責任による特定容器等の回収・処分の徹底を促すことにより、一般家庭から排出されるごみの減量対策となるため。			

	平成23年度に掲げた施策		平成24年度に掲げる施	策《案》
	施策の表題		497年中	状体の主用(ルウナ)
2	充実させる施策	移行先	移行理由	施策の表題(改定文)
コ	市内公立学校に設置する乾燥生ごみ処理機 を幅広く活用し、給食残渣及び一般家庭の生 ごみ投入活動による資源化を図る。	充実	既に定着しつつある、学校に設置の生ごみ乾燥機を活用した夏休み市民投入に加え、土曜日投入の活用を推進することによる、生ごみの更なる資源化に取り組む必要があるため。	
サ	粗大ごみの再生、販売によるリユース・リ サイクルの促進を図る。	継続	リサイクル可能な粗大ごみの収集・販売事業の充実を図るため、市報、HP等の活用による呼びかけを継続した取り組みを行う必要があるため。	粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイク ルの促進を図る。
3	継続させる施策			
ア	単身者が居住する集合住宅において、管理会社、所有者等と連携し、ざつがみリサイクル袋を活用した古紙の徹底分別等、適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。	継続	単身者に限らず、集合住宅の居住者、または所有者等に対する 排出指導の取り組みによる、更なるごみ減量が期待されるた め。	
1	リサイクル推進協力店認定制度を拡大し、 市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制 とごみ減量意識の向上を図る。	継続	現在、認定店舗数は8店舗にとどまっており、販売事業者と協働した発生抑制や、ごみ減量への取り組みを引き続き行う必要があるため。	
ウ	市施設ごみゼロ化行動計画を充実させ、市 庁舎内及び公共施設のごみ排出量の抑制を図 る。	継続	既に、行動計画に基づく取組みは開始され、今後は具体的減量 目標を定める等、更なるごみ排出量の削減を目指す必要があ る。また、学校施設に対しては、学校に勤務される職員への指 導強化が求められているため。	市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及 び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化 率の向上を図る。
工	「ごみ減量啓発コラム」のコーナーを市報等に経常的に確保し、「市民とともに考えるごみ減量」の充実を図るとともに、「ごみ非常事態宣言」に係る本市のごみ処理状況と生ごみの水切り、古紙の徹底分別を始めとする具体的なごみ減量施策を周知する。	除外	特集号ごみ減量啓発コラム (ピックアップごみ減量アイディア) の掲載は開始され、ごみ減量施策等の広報活動は既に定着したものと判断されるため。	

	平成23年度に掲げた施策		平成24年度に掲げる施	<b>道策《案》</b>
	施策の表題	移行先	移行理由	施策の表題(改定文)
3	継続させる施策	1多11元	炒11 连田	肥束の衣題(以た义)
オ	各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、資源化率の向上と、ごみ減量化の市民意識の向上と活動の活性化を図る。	継続	の員源化に取り組む ** 、 川氏忠戦の円上と佰任化を乗に広める 沙亜がなるため	各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化率における市民意識の向上及び活動の活性化を図る。
カ	大規模事業所及び中小のすべての事業所に ついて、事業者責任におけるごみの適正な排 出と処理及び発生抑制と資源化の推進につい て、指導を強化する。	継続	事業者責任を明確にし、発生抑制と資源化の推進を強化するため、ごみゼロ化推進員による活動として継続させる必要があるため。	
丰	一般廃棄物収集運搬業許可業者の適正な搬 入と資源化の推進を指導する。	除外	許可業者への指導は行政の責務であり、相互における適正管理 運営が果たされているため。	
4	実施に向けて検討する施策	移行先	移行理由	施策の課題(改定文)
ア	ごみ減量化に向けた、新たな実証実験の実施 に向けた取り組みを行うこと。	除外	新たな実証実験の実施にあたっては、施設の設置に必要な用地の確保が困難であることなどから、現状としては実現が困難であると判断される。今後は、本市に最適かつ実現可能な総合的な生ごみ等の循環型モデル事業化のシナリオの提案を目指し、「生ごみ等の循環型まちづくり推進事業委託」の調査結果を踏まえ、新たなごみ減量施策の検討を行うこととするため。	

	平成24年度に新たに掲げる施策			
	施策の表題	移行先	記載理由	
1	新たに実施する施策	<b>梦</b> 11元	記載理田	
ア	ごみの中に含まれる再使用可能なくつ、かばん 類等を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推 進することにより、主に不燃系ごみの減量を図 る。	新たな取組	くつ、かばん類等、再使用可能品を資源回収することにより、 不燃系ごみ処理量の削減に努める必要があるため。	
イ	東京学芸大学と連携し、子供向け減量キャラクターを効果的に使用した広報活動を行い、若年層に対する意識啓発により、やがては世代間を越えたさらなるごみ減量を図る。	新たな取組	未来を担う世代へのごみ減量意識向上を図るため、今後は若年層、特に子供への広報活動を強化することが肝要であり、そのためには、子供に親しみやすいキャラクターの活用が必要なため。	

# ごみ減量市民ワークショップのご案内

日頃は、ごみ減量等にご協力いただきましてありがとうございます。おかげさまで、平成22年度の小金井市の総ごみ量は1人1日当たり621gで、平成21年度に続き多摩地域で最小となりました。

ところで、小金井市では昨年10月に家庭から排出されるごみの組成調査を行いました。 その結果、可燃ごみでは生ごみの割合が最高で 66.1%の割合を占めた所もあり、生ごみの減量を考えることが、市の更なるごみの減量に繋がっていくこととなります。

そこで効果的な生ごみ減量策を検討するための、ワークショップを実施することとしました。生ごみの減量は、買い物の仕方、食材等の保管方法や調理方法等、さらには、水切りやたい肥化など、家庭内で行うことがたくさんあります。各家庭での取組や各人の考えなどを話し合い、家庭でできる生ごみ減量策を考えていきたいと思います。

当日は参加者全員が発言できるように、複数のグループに分けて話し合いを進めていく 予定です。話し合った結果は市の生ごみ減量の施策に反映してゆきたいと考えております。 皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、本事業は下記調査機関に委託しておりますので、問合せ及び申込は調査機関まで お願いします。

日時:平成24年2月13日(月) 午前9時~12時まで

場所:小金井市役所 第2庁舎8階802会議室

募集人数:20名(団体の場合は各団体代表2名程度でお願いします)

【ワークショップの流れ】

1. あいさつ 9:00~9:10

2. 小金井市のごみの現状説明・組成調査等の説明 9:10~9:30

3. 生ごみ減量に対するワークショップ 9:30~11:20

4. 休憩 11:20~11:30

5. グループ代表発表 11:30~12:00

●担当:小金井市環境部ごみ対策課清掃係

電話:042-387-9835

●調査機関(問合せ・申込)

㈱ダイナックス都市環境研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-11-5 TKK 西新橋ビル3階

電話: 03-3580-8221 FAX03-3580-8265

担当: 宮川正文

